

## 茂原市農業委員会第12回総会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月 6日(金) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席農業委員 12名  
2番 小高一夫  
3番 湯浅公夫  
4番 蕨直邦  
5番 光橋正人  
6番 杉浦文子  
7番 八角徳政  
8番 高山多聞(第一副小委員長)  
9番 秋葉仁喜(第二副小委員長) 10番 鈴木幸雄(第一小委員長)  
11番 鬼島一郎(第二小委員長) 12番 加藤古志郎(会長)  
13番 石井利明(職務代理)  
推進委員 4名  
早川昇一 風戸茂樹 古山光雄  
富田和男
- 4 欠席委員 2名  
1番 中村正明 14番 浦島京子
- 5 事務局職員 5名  
事務局長 高山浩二 局長補佐 平野孝幸  
係長 東條成男 係長 鶴澤史樹  
主事 酒井嵩文
- 6 会議に付した議案  
・農地法第3条の規定による許可申請について 2件  
・農地法第5条の規定による許可申請について 13件  
・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 2件  
・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 7 報告  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について  
令和元年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について  
その他

## 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第12回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の欠席委員ですが、中村委員・浦島委員より所要のため欠席する旨の連絡がございました。

農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので本総会は成立することをご報告いたします。

本日の議事案件については、3条申請2件、5条申請13件、許可後の計画変更申請が2件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）の合計18件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、3日に第1小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は8番高山委員と9番秋葉委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

1号議案です。申請地は、榎神房字岩前地先外11筆、田6990㎡を売買しようとする申請です。買受人は大網白里市の★★さん、売渡人は榎神房の★★さんです。

申請理由は、近隣の自作地で水稻栽培をしており、経営面積の拡大と機械等の有効活用をするため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、一部保全管理の出来ない農地がありましたが、昨日★★さんから草刈りを実施したとの連絡があり、事務局で確認を行っております。その他買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については現在も水田として耕作されており、移転後も水田として利用するので、周囲の農地等に影響を及ぼすことはないと考えられ、農薬等の使用に関しては、低農薬、低化学肥料を用いた栽培を心がけるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は押日字水井地先、田1206㎡を売買しようとする申請です。買受人は押日の★★さん、売渡人は押日の★★さんです。申請理由は、自宅及び自作地に近いため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植機を所有しています。

労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないように耕作するとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1  
小委員長 1号議案については、権利者の農地に荒れている農地が1ヶ所ありまして、そこを草刈りしていただきたいという基本的な考えの中で、総会までに草刈りを実施していただければ許可、2号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議に入らせていただきます。1号議案であります。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人に荒地があったということですが、草刈を実施したということですので許可でよろしいと思います。

会長 ★★推進委員いかがですか。

★★推進委員 買受人は規模拡大をしており、遊休農地も解消しております。今回の申請地に関しても草刈りを行うよう依頼をし実施されております。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 一部草刈りを実施していない遊休農地があったことが気になっていましたが、それが解消されたということですので許可でよろしいと思います。

会長 いつも3条申請が出ますと全部効率利用要件の話になります。買い手が自分の所有する農地を全て管理しているかというのが問題になるわけです。これについての基本的な考え方というのは皆様と確認しておきたいのですが、事務局の説明をお願いします。

事務局 全部効率利用要件に関しては、荒らしている農地が無いことが前提となります。ただ委員の皆様から見て遊休農地となっている場所があったとしても、どうしても条件が悪い場所ということになるとその農地は管理が行われていれば除外することが可能となります。

会長 ということでありますので荒れている農地があるから不許可という一義的な話ではなく我々の実施している利用状況調査、現地の現状や全体的農業振興の検討・状況の中での判断であり、あくまで審議をして結論を出すということが筋でありますから農業委員もその辺を十分考えて頂いて総会等で発言をしていただきたいと思います。それでは1号議案ですが許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいと思います。

会長 2号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。  
3号議案です。申請地は、御蔵芝字北輪名目地先、畑555㎡と一体利用する農地以外の土地2639㎡、合計3194㎡です。御蔵芝の★★さんが御蔵芝の★★さん

から土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由は、現在隣接地において道路メンテナンス、解体、廃棄物収集運搬業を営んでおり、事務所、資材置場及び駐車場としていますが、重機置場や従業員用駐車場を考えると不足しているため、土地選定理由は、隣接地で敷地の形状もよく利用しやすくなるため、とのことです。事業計画としては、既存施設内を整理し駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、既存の施設の拡張であって拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであることから農地法施行規則第35条第5号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。★★組合より同意書が、両総土地改良区より意見書が、それぞれ提出されております。また、★★組合に説明し、確認を得ております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、法目字五反田地先、畑331㎡です。高田の★★さんが七渡の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在貸家住まいのため、土地選定理由は、生活の利便と日照を考えたため、とのことです。事業計画としては、建築面積76.46㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、北側道路側溝へ放流します。両総土地改良区及び★★水利組合より同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、高師字羽貫地先、田1157㎡です。本小轡の★★さんが高師の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、土地区画整理事業地に隣接し、多数の商業施設も近く、住宅地に適していると考えたため、とのことです。事業計画としては、区画面積平均275㎡の宅地4区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出が、市環境保全課に特定事業許可申請が、それぞれ提出されております。造成は、ブロック塀、L型擁壁を施工し山砂にて1.15m盛土を行います。排水は、住宅等建築時、西側公共下水道へ接続します。雨水は敷地内浸透及び西側道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、1名は確認を得ておりますが、もう1名は登記名義人が既に亡くなっており、住所地を訪ねる等調査したが相続人不明とのことです。なお、当隣接農地は不耕作で荒れております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、長谷字梅島地先外2筆、田300.13㎡と

一体利用する農地以外の土地301.93㎡、合計602.06㎡です。長谷の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて、業務用倉庫用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在隣接地に居住して設計事務所及び建築請負業を営んでおり事業拡大にあたり必要であり、業務上最適な場所であるため、とのことです。

事業計画としては、建築面積57.96㎡の倉庫1棟及び業務用車両の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで前面道路側溝へ排水します。★★及び★★水利組合に確認を行い、同意を得ております。両総土地改良区にて受益地除外済と確認しております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、中部地先、畑616㎡です。東京都の★★さんが東郷の★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、区画整理地で住宅が建ち並び、近隣にも商業施設が充実しており、生活環境が良好なため、とのことです。事業計画としては、建築面積57.96㎡から59.20㎡の建売住宅計3棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事は行いません。排水は、北側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、茂原西地先、畑313㎡です。茂原の★★さんが茂原の★★さんから土地を使用貸借権の設定により借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在貸家住まいで手狭なため、土地選定理由は、閑静な住宅街にあり最適なため、とのことです。事業計画としては、建築面積80.73㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事は行いません。排水は、東側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者は3名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、高師台一丁目地先、畑358㎡です。さいたま市の★★さんが川崎市の★★さんから土地を買い受けて建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、住宅地で駅等が近く需要が見込めるため、とのことです。事業計画としては、建築面積64.17㎡及び63.94㎡の建売住宅計2棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農

地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事は行いません。排水は、北側及び東側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、長尾字矢ノ先地先、畑327㎡と一体利用する農地以外の土地780.91㎡、合計1107.91㎡です。神奈川県の方々が本納の方々から土地を買って、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、日照条件も良く価格的にも条件に適合しているため、とのこと。事業計画としては、太陽光パネルを228枚設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。地域説明について、方々自治会長及び方々地区部長へ説明したところ、了承をいただいたとのこと。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、小林字芝地先、畑1576㎡です。高師の方々が小林の方々から土地を買って、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、新茂原駅や中心市街地にも近いことため利便性が高く、周辺も住宅地となっており静かな環境で宅地分譲地に適しているため、とのこと。事業計画としては、区画面積平均214㎡の宅地6区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出が、市土木管理課に法定外公物土木工事施行許可申請及び道路工事施行承認申請が、それぞれ提出されております。

造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、住宅等建築時、合併浄化槽による処理後、造成地内の新設道路側溝から既存道路側溝へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案及び農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の16号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、小林字芝地先外1筆、田442㎡、畑199㎡、合計641㎡です。早野の方々が長尾の方々から土地を賃借権の設定により借り受けて、貸店舗用地とする申請です。申請地は、平成31年3月29日付けで隣接店舗のイベント等の繁忙時の駐車場用地として農地法第5条の許可を受け一時転用しておりましたが、開店から期間が経過し、周辺に商業施設が多く店舗としての土地利活用の要望も多いことから計画変更したい、とのこと。

事業計画としては、建築面積133.00㎡の店舗1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事は行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、北側水路へ排水します。市土木管理課に確認の上、方々自治会長へ説明を行っております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号及び14号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、小林字三反歩地先外4筆、田49㎡、畑660㎡、合計709㎡です。早野の★★さんがさいたま市の★★さん外2人及び小林の★★さんから土地を買って、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、新茂原駅の徒歩圏にあり、駅周辺の未利用地であるため、とのこと。事業計画としては、区画面積平均383㎡の宅地2区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、市環境保全課に特定事業許可申請が提出されております。造成は、山砂にて0.7mの埋立てを行います。排水は、住宅等建築時、合併浄化槽による処理後、北側道路側溝へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案及び農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の17号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、国府関字沖立堀前地先外1筆、田337㎡と一体利用する農地以外の土地3.65㎡、計340.65㎡です。

国府関の★★さんがさいたま市の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請です。申請地は、昭和51年6月17日付けで専用住宅用地として許可を受けておりましたが、未着工のまま高齢を迎え、資金調達も難しくなったため、売却することにした、とのこと。今回の申請理由及び土地選定理由は、現在居住している隣接住居をリフォームする予定であったが、建物が傾いているなど予想以上に工事が必要なことから、長年住み慣れた土地である当地にて、今の生活に合った住める家を建築したいため、とのこと。

事業計画としては、建築面積66.24㎡の住宅1棟及び16.20㎡の倉庫1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、既存住宅の既存埋設管へ接続します。

土地改良区は解散しており、★★自治会に確認し同意を得ております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

会長

審議の結果、3号から17号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

第1  
小委員長

それでは順次審議します。3号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

- 会長 特に問題はないと思います。許可相当でよろしいと思います。  
★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 3号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか（異議なしの声）それでは3号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして4号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺の農地に影響はないと思われますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 4号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして5号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第3種農地でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺は住宅地であります。特に問題はないと思われますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 5号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして6号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 今朝水利組合長に確認したところ、申請者より連絡があったということでもあります。ただ現在体調不良のため来週会って話をするということになっているということでもあります。この場所に関しては水利組合の同意が必要ということでなくここが用排水路だということを確認していただければ結構です。
- 会長 6号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして7号から9号議案区画整理事業内です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理事業内にありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 7号から9号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは7号から9号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 特に周辺の農地に影響はないと思われますので、許可相当でよろしいと思います。



会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               許可相当でよろしいと思います。

会長                   10号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員               第3種農地でありますので許可相当でよろしいと思います。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               許可相当でよろしいと思います。

会長                   11号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして12号及び16号議案一体計画です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員               周辺には農地がないことから許可相当でよろしいと思います。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               用途地域内にありますので特に問題はないと思われまして許可相当でよろしいと思います。

会長                   12号及び16号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号及び16号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして13号及び14号議案一体計画です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員               許可相当でよろしいと思います。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               許可相当でよろしいと思います。

会長                   13号及び14号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号及び14号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして15号及び17号議案一体計画です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員               特に他の農地に影響はないと思われまして許可相当でよろしいと思います。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               許可相当でよろしいと思います。

会長                   次に議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）ご説明いたします。  
内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは18号議案については承認ということにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・令和元年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。